

会 議 記 録 (1)

会議名称	第20回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会 第14回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会
開会及び 閉会日時	平成23年8月8日（月） 午後1時30分から午後3時まで
開催場所	北本市文化センター第5会議室
委員長氏名	市民検討委員会委員長 河井宏暢 作業部会部長 原島敏一
出席 委員(者) 氏 名	【市民検討委員会】 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、古賀利雄、宮城仁、秋吉徳子、 関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢 【作業部会】 浦直樹、大森国英、原島敏一、津田実、矢ノ川直登、加藤千鶴子、 新井貞男、福島みゆき、橋本保
欠席 委員(者) 氏 名	【市民検討委員会】 なし 【作業部会】 関根孝明、安藤裕也
説明者の 職氏名	協働推進課 主幹 長嶋太一 主事 長谷川知亮
事務局職 員職氏名	協働推進課 主幹 長嶋太一 主事 長谷川知亮
会議 次第	1 開 会 2 あいさつ 3 自己紹介 4 議 題 (1) 北本市協働推進条例の基本的な考え方について (2) 北本市における市民活動支援の現状について (3) その他 5 そ の 他 6 閉 会
配布 資料	1 次第 2 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会委員名簿 3 北本市協働推進条例等庁内検討委員会作業部会部員名簿 4 北本市協働推進条例制定の基本的な考え方について 5 自治基本条例により委任される条例・施策の研究 6 「協働」の範囲の考え方について（案） 7 大和市視察報告

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	1 開 会 これより、第20回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・第14回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議を開催します。
事務局	2 あいさつ 開催にあたりまして、作業部会部長の原島、市民検討委員会の河井委員長の順で、あいさつをお願いします。
作業部会 部長 原島	課長職で構成する「北本市協働推進等庁内検討委員会」が、「北本市協働推進条例制定の基本的な考え方」をまとめました。これをたたき台として、市民検討委員会と作業部会合同で意見交換を重ねていきたいと思います。よろしくお願いいたします。
河井委員長	この合同会議こそが、「協働」作業の一つです。 市民と行政が協働するためには、目的及び情報の共有を徹底することが肝要です。「市民」「行政」と、今回の会議での立場は違いますが、行政職員の皆さんも家に帰ればいち市民でありますから、忌憚のない発言をお願いします。また、行政として譲れない点は、この場でしっかりと主張してもらいたいと思います。 協働が必要とされる背景には、市民ニーズの多様化があります。また、少子高齢社会に起因する歳入の落ち込みと歳出の増加は、行政にとって大きな負担となっています。このような社会においては、限られた予算の中で様々な市民サービスに「優先順位」をつけていかなければなりません。NPO法人のみならず、ボランティア団体、市民団体は、市民の中にどのようなニーズがあるか把握し、自らの活動に繋げています。市民のそうした知識・知恵・経験を、行政はどんどん活用していくべきです。 両者が協働するのであれば、1+1が3にならないければ意味がありません。相乗効果をあげられるよう、将来の北本市のまちづくりを皆さんとともに考えていきたいと思います。
事務局	3 自己紹介 本日は合同会議の初回ですので、配布した名簿にそって自己紹介をお願いします。 —作業部会、市民検討委員会の順に自己紹介—
事務局	ありがとうございました。この後の議事の進行につきましては、市民検討委員会河井委員長にお願いします。

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長 作業部会 部長 原島	4 議 題 (1) 北本市協働推進条例の基本的な考え方について 配布資料「北本市協働推進条例制定の基本的な考え方について」（以下、「基本的な考え方」）は、北本市協働推進等庁内検討委員会で作成されたものです。作業部会部長の原島さんは庁内検討委員会委員も兼務されていますので、庁内検討委員会でどのような議論がなされたのかも含め、報告をお願いします。 —作業部会部長 原島 資料を示して説明— ・ 庁内検討委員会では、市民団体と協働事業を行う際にどのような点に注意したらよいかを話しあった。 ・ 職員の間でも「協働事業」という概念がなかなかイメージしにくいという意見が多く、「北本市自治基本条例」、『北本市市民と行政との協働推進計画』を参照しながら、北本市で現在実施している協働事業の例を考慮したうえで「基本的な考え方」をまとめた。 ・ １～６が協働の際の注意事項、７～９が市民活動支援の注意事項である。 【１ 協働事業の効果予測】 全ての事業を闇雲に「協働事業」にすればよいわけではない、ということを確認しました。 「北本市自治基本条例」における「協働」の定義（対等な立場で共通の目標に向けて協力すること）を踏まえ、行政、市民団体がそれぞれ単独で実施するよりも高い実施効果が得られることを期待し、協働事業を実施すべきです。また、事業実施前には、協働による効果の予測を行うべきだと考えます。 【２ 協働事業の評価】 「北本市自治基本条例」第１２条に「行政評価」が位置づけられていますが、協働事業には公金を支出するケースも多いと思われるため、事業実施後には、その評価を行い、評価結果を公表する必要があります。 また、実施した協働事業に対する評価を公表することにより、市民団体の活動実績を他の市民に広く周知することができます。 【３ 協働する期間の設定】 「市民団体」「行政」という異なる主体が共通の目標に向かって「税」という公金を使って協力して事業を行うため、期限を区切り、協働する期間をあらかじめ設定しておく必要があります。 期間終了後には、【２ 協働事業の評価】により、その事業を継続

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	すべきか否か、事業を見直す点はどこなのかを、両者で協議する必要があります。 作業部会が視察に行った神奈川県大和市では、期限を区切り事業を見直し、事業の更なるステップアップに繋がっています。 【4 相互理解と目的の共有化】 共通の目的を互いに共有することは協働の基本です。市民団体も行政も、互いの特性や互いの組織内の事情等を理解しあうことは重要です。 【5 情報の公開と発信】 行政は、事業に関する情報を積極的に発信し、他の市民の的確な判断を得られるよう工夫すべきです。 また、行政のみならず市民団体にも、他の市民、行政に向けた情報発信が求められます。 【6 協定の締結と役割分担】 協働事業を進める際に重要なことは、両者がよく話し合い、両者の役割分担を明確にしておくことです。 その役割分担を「協定書」という見える形で残していくことにより、後にトラブルが発生することを防止すべきです。 ・「協働推進」と区分し、「市民活動支援」の方向性として以下の点をまとめた。 【7 市民の主体的な活動を支援】 【8 事業補助】 【9 市民活動団体の自立】
河井委員長	ただいま報告のあった内容について、質問等があれば自由に御発言ください。 初めに私から質問ですが、庁内検討委員会委員の皆さんが最も関心を抱いた項目、あるいは重要だと感じた項目はどれですか。
作業部会 部長 原島	特に【3 協働する期間の設定】については、数多くの意見が出ました。事業がよいにしろわるいにしろ、どこかで一旦リセットしないと、その事業をステップアップさせることはできませんし、発生する問題の解決の糸口も見つからなくなってしまいます。 また、【6 協定の締結と役割分担】も重要です。協働事業を行うのであれば、いつからいつまで、いくらで、誰が、等々を、事前に「協定書」のような形で明示しておく必要があります。

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	現在市と市民団体が「協働」して取り組んでいる事業には、「基本的な考え方」の項目３・項目６は、盛り込まれていますか。
作業部会 部長 原島	一つの考え方として両者の間で共有されているケースはあるのかもしれませんが、契約書や協定書等、実際に明確な文書を交わしている事業は今のところ無いと思います。
事務局	委託事業はそのような形式で契約を結んでいますが、他の事業では聞いたことがありません。
河井委員長	「基本的な考え方」の項目３・項目６をよく押さえておかないと、時間を経るごとに両者の解釈が変容し、項目４で心配されているようなすれ違いが起こってきてしまいます。 今後実施する協働事業だけでなく、現在進行中の協働事業についても、改めて協定書等の覚書を交わす必要があると思います。
古賀委員	評価の段階では、協定書で事前に設定した数値目標と比較検証することになると思います。 ただし、「北本市ごみ減量等推進市民会議」（以下、「ごみ減」）が立てた目標は、団体と行政だけの取り決めではなく、「北本市民全体」でごみ減量を達成するための数値目標です。数値は平成１５年と平成２７年を比較した場合の削減率を１５％とするものですが、これはごみ減が団体として引き受けたわけではありません。
河井委員長	いろいろな協働事業を通じ試行錯誤を重ねることで、結ばれる協定書の内容も徐々に整理されていくのだと思います。最初から「完璧」なものを目指してしまうと、新たな協働事業の提案が出てなくなってしまうです。 見直しの機会をしっかりと設け、それを一般の方々にも公開し、協定書を育てていくべきです。
秋吉委員	私は北本市社会福祉協議会（以下、「社協」）からの団体推薦で選出され、本委員会に参加しています。 社協、あるいは地域コミュニティ委員会等は、他の市民に対しても市役所に対しても多くの接点を持つ団体です。そうした関係を通じて市民と行政が話し合い、アイデアを出し合えば、協働事業の具体的な形も次第に見えてくるのではないのでしょうか。 また、皆さんが現在実行している事業の中で「協働事業」と言えるような例があれば、大いにＰＲすべきだと思います。

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	(2) 北本市における市民活動支援の現状について 「北本市自治基本条例」においては、協働推進条例と市民活動促進施策が別立てで規定されています。 両案の制定にはいろいろな手法があるかとは思いますが、庁内検討委員会から提出された「基本的な考え方」7・8・9の部分の部分は市民活動支援の分野だと考えられますので、協働推進条例案の検討の議論からは除こうと思います。 事務局から補足説明があればお願いします。
事務局	配布資料「『協働』の範囲の考え方について（案）」を御確認ください。 『北本市市民と行政との協働推進計画』及びこれまでの議論を参考に「協働推進条例で規定する『協働』の範囲」の案を、図で表しました。 この図では「協働」の範囲を「協働事業／共催事業／実行委員会・協議会」の3種類としています。 「指定管理事業」や「委託事業」等を「協働」の範囲に含むという考え方もありますが、これらは市が主導的に進める事業であり、「北本市自治基本条例」第3条第6号に規定する「協働」の定義（協働：対等の立場で共通の目標に向けて協力すること）とは異なります。市民検討委員会等の議論においても、なし崩し的に「協働」の範囲を広げてしまうと協働推進条例制定の意義が無くなるのではないかと危惧する意見がありました。
河井委員長	非常に難しいことですが、重要な内容です。 ここではひとまず、協働推進条例と市民活動促進施策を分けて議論することについて、皆さんの了承を得たいと思います。 ——同 了承——
河井委員長	それでは、市民活動促進施策の検討に関連して、北本市における市民活動支援の現状について、事務局からの説明をお願いします。
事務局	—事務局 長嶋 北本市における市民活動支援の現状を説明— ・ 北本市補助金等の交付に関する規則 ・ 北本市公募型補助金交付要綱 ・ 北本市特定非営利活動法人設立補助金（NPO法人設立補助制度） ・ 市民公益活動支援コーナー（コミュニティセンター 平成19年

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	開設) ・ 駅掲示板（N P O ボランティア掲示板）の設置（平成 2 0 年設置） ・ 市 H P トップページ「市民活動コーナー」 ・ 補助金交付団体一覧の提示 現在北本市が支出している補助金の一覧を、次回以降の会議で配布していただけますか。
事務局	財政課と調整のうえ、一覧できるような資料を用意します。
河井委員長	(3) その他 その他、補足説明があれば事務局から連絡をお願いします。
事務局	先日作業部会が実施した神奈川県大和市への視察概要を報告書の形にまとめましたので、配布資料を御確認ください。 次回の合同会議は北本市コミュニティセンターでの開催となります。先ほど話に出た「市民公益活動支援コーナー」を見学する時間も設けたいと思います。 5 そ の 他 第 2 1 回市民検討委員会・第 1 5 回作業部会合同会議は 8 月 1 7 日（水）午前 9 時 3 0 分から午前 1 1 時 3 0 分まで 北本市コミュニティセンターコミュニティ集会室で開催予定
加藤副委員長	6 閉 会 それでは、これをもって第 2 0 回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・第 1 4 回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議を終了する。